

受審資格の経過年数(修業年数)について

前段取得後の経過年数の数え方は暦月です。数え日ではありません。

【例】 令和3年2月の審査に二段を受審したい。

二段の審査資格 初段受有後1年以上修業した者

この場合の1年とは365日に満たなくても、令和2年2月までに取得していれば受審できます。

注意

前段取得年月日の記載誤り(誤認)により受審資格が未達で受審した場合合格取り消しとなります。この事象は審査前の審査事務処理の時点では判明が出来ません。合格者を全剣連登録システムに入力した時、エラーとなり判明します。したがって受審者の自己責任で必ず前段取得日を証書等で確認して申込みして下さい。

- 3 級 小学校4年生以上で、所属地区連盟会員であること
- 2 級 小学校5年生以上で、3級取得後3ヶ月以上修業した者
- 1 級 小学校6年生以上で、2級取得後3ヶ月以上修業した者
- 初 段 1級受有者で、満13才以上の者(18歳以下の者は1級取得後満3ヶ月以上修業した者)
- 二 段 初段受有後1年以上修業した者
- 三 段 二段受有後2年以上修業した者
- 四 段 三段受有後3年以上修業した者
- 五 段 四段受有後4年以上修業した者
- 六 段 五段受有後5年以上修業した者
- 七 段 六段受有後6年以上修業した者
- 八 段 七段受有後10年以上修業した者(満46歳以上の者)

※中学生は、2級と3級を同時受審できる。(2級を受審し、不合格の場合は3級を受級)

※高校生は、1級と2級を同時受審できる。(1級を受審し、不合格の場合は2級を受級)

※18歳以上の者(高校生を除く)は、初段と1級を同時受審できる。(初段を受審し、不合格の場合は1級を受級)

二次審査よりの受審について

第2次審査において不合格になった者は、一年以内に1回に限り二次審査を受審査できる。
(第1次審査は免除する。)

※ 一年以内とは・・・

例 6月二次審査不合格者は10月、2月、6月の3回の内の1回のみ二次審査から受審できる。
(H25. 7. 8)

※ コロナ感染予防策の為、審査会延期の場合は一年経過しても受審できる場合があります。
各自で確認のうえ申込みして下さい。